

川口市戸塚環境センター施設整備基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 意見募集期間 平成30年2月15日（木）から平成30年3月16日（金）まで
- 2 意見提出者数 7者（6人、1団体）
- 3 意見件数 16件
- 4 意見内容 下記のとおり

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方
1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川に木を植えて木陰のある自然道を作って欲しい ・水辺や草に住む生き物が（自然な状態で）観察できるようにして欲しい ・上のような場所を利用するための駐車場の整備 	<p>本事業は、戸塚環境センター内の施設を整備するものであり、埼玉県が管理する綾瀬川の河川区域は対象外となります。</p> <p>また、戸塚環境センター内には、ごみ処理施設や余熱利用施設等の多くの建屋が立地しており、利用できる敷地は限られています。</p> <p>このため、本事業では、綾瀬川の自然道の整備や自然道利用者のための駐車場の整備は行いません。</p> <p>なお、本市では、埼玉県が実施している「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」に参画しており、綾瀬川の右岸側に遊歩道を整備することとしています。</p>

2	本編 2 頁 第 1 章 第 3 節	<p>「第 3 節 施設整備の基本方針」 「方針 5 環境に優しい施設とします。施設周辺の生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指します。」に関して、</p> <p>隣接する綾瀬川は、都市化が進む戸塚地区では貴重な自然となっています。戸塚環境センター近くの土手には、植物ではナガボノアカワレモコウ、ナガボノシロワレモコウなど、動物ではコムラサキ、クルマバッタなどの絶滅危惧種が生育生息し、河川ではアユの遡上も確認されています。</p> <p>ゴミ焼却場のマイナスのイメージを払拭するうえでも、敷地内に、隣接する綾瀬川の自然とつながりを持った動植物の生息できるビオトープを作って、地域住民に開放していただけたら、人と生き物にとって憩いの場となります。</p>	<p>戸塚環境センター内には、ごみ処理施設や余熱利用施設等の多くの建屋が立地しており、利用できる敷地は限られています。</p> <p>ビオトープなどの余熱利用施設以外の施設については、皆様から寄せられたご意見を参考に、敷地の空き状況や、その施設の必要性・重要性を踏まえ、整備内容を検討してまいります。</p> <p>なお、本市は、事業による環境への影響を抑制するため、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間で、埼玉県条例に基づく環境影響評価を実施いたします。本事業が動植物に与える影響についても予測評価し、既存の生態系に配慮した施設整備を進めて参ります。</p>
3	本編 1 頁 第 1 章 第 1 節	<p>第 1 節 基本計画策定の目的に「追加」 新施設の整備手順</p> <p>① 戸塚環境センター東棟の煙突及び排水処理施設を解体 ② ①の解体跡地に新たな粗大ごみ処理施設を建設 ③ 既存粗大ごみ処理施設及び戸塚環境センター東棟を解体 ④ ③の解体跡地に新たな一般ごみ処理施設を建設</p>	<p>ご指摘の事項については、次のとおり修正いたします。</p> <p>【追記】(本編 3 頁 第 1 章) 第 5 節 施設整備の手順</p> <p>新施設を戸塚環境センターの敷地内に整備するにあたっては、市内のごみ</p>

		<p>【理由】 基本構想 P7「第2節 施設整備の手順に関する基本的な考え方」を示すことで、計画を明確にします。</p>	<p>処理を停滞させないため、戸塚環境センター西棟及び粗大ごみ処理施設でのごみ処理を新施設の整備中も継続する必要があります。</p> <p>このため、新施設は、以下に示す整備手順により、戸塚環境センター西棟及び粗大ごみ処理施設の稼働を確保しつつ、廃炉となっている戸塚環境センター東棟及び関連施設等を解体し、その跡地に整備します。</p> <p style="text-align: center;">新施設の整備手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戸塚環境センター東棟の煙突及び排水処理施設を解体 ② ①の解体跡地に新粗大ごみ処理施設を建設 ③ 既存粗大ごみ処理施設及び戸塚環境センター東棟を解体 ④ ③の解体跡地に新焼却処理施設を建設 <p>【修正】（本編 53頁 第3章第6節 11.（3）建物配置及び車両動線のイメージ）</p>
--	--	--	--

[修正前]

以上の計画を基に、現段階の建物配置及び車両動線のイメージは「図 3-6-3 ① 配置イメージ(1)」及び「図 3-6-3 ② 配置イメージ(2)」に示すとおりです。

[修正後]

新施設は、3頁の第1章第5節で示した施設整備の手順に従い、工事中も適切な動線を確保しながら新施設を整備します。

なお、現段階における整備後の建物配置及び車両動線のイメージは「図 3-6-3 ① 配置イメージ(1)」及び「図 3-6-3 ② 配置イメージ(2)」に示すとおりです。

4	<p>本編 2 頁 第 1 章 第 3 節</p>	<p>方針 4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします。</p> <p>ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、将来的な生ごみや木くず等の廃棄物系バイオマスを利活用するメタンガス化や堆肥化、又廃プラスチックのエネルギー化、など分別回収の課題を見据え、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。</p> <p>【理由】</p> <p>基本構想 P22「4-2 安定したごみ処理体制について」に示されているように、具体的な文面を挿入する。将来を見据えた整備である事が重要と考えます。</p> <p>ごみ処理行政において、次代を見据えた新たな発想での取組みを行う最大の機会、処理施設の更新時です。</p> <p>焼却施設の長寿命化及びスリム化の手段は、焼却負荷の高い焼却物を投入しない事であり、どなたも共通した認識であります。</p> <p>すなわち、含水率の高い生ごみ、高カロリーの廃プラスチックを焼却しない事にあります。焼却設備は残りの紙ごみが中心の雑芥類のみとなり、小規模となり、簡便方式となり、保守点検費や光熱費の低減となります。</p> <p>そうすることで、市内最大の事業者である川口市として「CO₂削減」に対応する事となり、国が求めている課題に答える非常に重要なこととなります。この事は基本構想を策定する過程では、残念ながら僅かの時間でしか検討されることがありませんでした。</p> <p>そうした事から課題として、しっかり計画に記すべきものと思います。</p>	<p>川口市戸塚環境センター施設整備基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、平成 29 年 3 月に策定した川口市戸塚環境センター施設整備基本構想（以下「基本構想」といいます。）に基づき策定を進めており、基本計画（案）の本編 2 頁第 1 章第 3 節「施設整備の基本方針」は、基本構想の本編 2 5 頁第 4 章「施設整備の基本方針」を再掲したものです。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、修正しないものといたします。</p>
---	-----------------------------------	---	---

5	本編 3 頁 第 1 章	<p>第 5 節 施設の基本的な考え方「新設」 基本構想 P 8 の「図 2-4」を引用</p> <p>【理由】 文章だけでは理解が難しく、重複するものの基本構想の図を引用すべきです。</p>	<p>現在の施設の配置は本編 4 頁「図 2-1-1 建設予定地敷地境界」に示しています。</p> <p>また、整備後の建物配置及び車両動線のイメージは、本編 5 4 頁「図 3-6-3① 配置イメージ(1)」及び本編 5 5 頁「図 3-6-3② 配置イメージ(2)」に示しています。</p> <p>このため、ご指摘の事項については修正しないものといたします。</p>
6	本編 3 8 頁 第 3 章 第 6 節	<p>第 6 節 付帯設備エネルギー計画「新設」 新設各施設及びその他駐車場等既存施設の空間を活用し、全面的に太陽光パネルを設置する計画とする。</p> <p>【理由】 補助金等の活用も見据え経済効果があれば、排熱活用と合わせて売電により最終処分に費やすコスト等の軽減に向け補完すべきである。</p>	<p>ご指摘の事項については、本編 5 1 頁第 3 章第 6 節 6 「9. 見学者への配慮」と「10. 将来の設備更新のための対策」の間に次のとおり項目と文章を追記します。</p> <p>なお、この修正に伴い、「10. 将来の設備更新のための対策」は「11. 将来の設備更新のための対策」、「11. 施設配置計画」は「12. 施設配置計画」と変更します。</p> <p>【追記】(本編 5 1 頁第 3 章第 6 節 6) 10. 再生可能エネルギー導入の推進 新施設では、川口市地球温暖化対策実行計画に従い、太陽光発電設備の導入を検討いたします。</p>

7	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 綾瀬川堤防沿いを緑地にしてほしい（芝生のような緑地ではなく、樹木のある自然状態に近いもの） 2. できればビオトープにして市民に開放してほしい 3. 一般向けのトイレの設置を希望します 4. 綾瀬川の堤防から子どもたちが入れるような工夫をお願いしたい 	<p>一定面積以上の敷地において建物の新築等を行う場合は、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、所定の算定式で求めた面積の緑化が義務付けられています。</p> <p>しかしながら、戸塚環境センター内には、ごみ処理施設や余熱利用施設等の多くの建屋が立地し、利活用できる敷地は限られています。</p> <p>このため、緑化の位置や面積、方法などについては、今後、施設の設計を進める中で検討します。</p> <p>また、ビオトープなどの余熱利用施設以外の施設については、皆様から寄せられたご意見を参考に、敷地の空き状況や、その施設の必要性・重要性を踏まえ、整備内容を検討してまいります。</p> <p>なお、戸塚環境センターは、ごみ処理施設と余熱利用施設のための事業場であるため、防犯や安全管理の観点から、公衆トイレの設置や綾瀬川堤防への出入口の設置は考えておりません。</p>
---	---	---	---

8	—	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に自然公園を作ってほしい。 ・綾瀬川の土手（遊歩道）からも、公園に入れるようにしてほしい。 ・綾瀬川沿いには自然樹種の落葉樹を植えて枝を茂らせ、土手に木陰を作ってほしい。 ・公園にトイレを設置してほしい。 ・環境の学習館を作ってほしい。 	<p>戸塚環境センター内には、ごみ処理施設や余熱利用施設等の多くの建屋が立地し、利活用できる敷地は限られています。</p> <p>このため、自然公園の整備や、環境の学習館からイメージされる環境学習専用の建屋の建設は予定しておりません。</p> <p>ただし、環境学習機能については、既存のリサイクルプラザ内の啓発施設との機能分担や経済性等を考慮の上、新たな施設への整備を検討いたします。</p> <p>また、一定面積以上の敷地において建物の新築等を行う場合は、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、所定の算定式で求めた面積の緑化が義務付けられています。植樹する樹木の選定にあたっては、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>なお、戸塚環境センターは、ごみ処理施設と余熱利用施設のための事業場であるため、防犯や安全管理の観点から、公衆トイレの設置や綾瀬川堤防への出入口の設置は考えておりません。</p>
---	---	--	--

9	—	<p>我が家では、他団体やメディアから表彰や取材を受けている綾瀬川を愛する会、コロボックルくらぶに参加し、環境センターに隣接する川縁や綾瀬の森をよく利用しています。</p> <p>計画図によると、新施設は、現在よりも駐車場が充実するとの事。駐車場をこれらの団体にも開放して頂けたらとても有難いです。</p> <p>また余熱利用施設の奥側の駐車場から川縁の遊歩道に直接出られるようにしてはどうでしょうか。環境センターから中谷公園位までを自然散策エリアとしてもっと多くの市民に歩いて貰い、これらを大切にする団体やそれを援助している川口市の姿勢を、自然環境の大切さを感じて欲しいです。</p> <p>さらに、環境センター内への植樹も在来種の草木を中心に昆虫や野鳥等自然界の生き物との共生を図ったり、安行地区と協調してオープンガーデンイベントを開く等、開かれた施設になってくれたら嬉しいです。</p> <p>計画書にある方針5、6の実現にも繋がることと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>戸塚環境センター内には、ごみ処理施設や余熱利用施設等の多くの建屋が立地しており、利用できる敷地は限られています。</p> <p>このため、戸塚環境センターの利用者以外の方を対象とした駐車場の整備は行いません。</p> <p>また、戸塚環境センターは、ごみ処理施設と余熱利用施設のための事業場であるため、防犯や安全管理の観点から、綾瀬川堤防への出入口の設置は考えておりません。</p> <p>なお、一定面積以上の敷地において建物の新築等を行う場合は、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、所定の算定式で求めた面積の緑化が義務付けられています。植樹する樹木の選定や各種イベントの開催にあたっては、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
---	---	--	---

10	本編 2 頁 第 1 章 第 3 節	30 年以内に震度 6 弱の大地震が来ると言われています。関東地域一帯で大災害が発生したなら一般家庭のガス・電気・水道・住居が短期間で復旧できるとは思えません。余熱利用施設も地域の防災拠点として、清掃工場と連動して自立した稼働ができる施設を目指すようお願いいたします。	新焼却処理施設については、耐震性と耐水性を確保するとともに、電力、燃料、薬剤、上水等が外部から遮断された状況であっても、一週間程度、自立運転が可能な施設として整備する予定です。その新焼却処理施設に隣接する余熱利用施設についても、災害時は防災拠点として運用することを想定して整備する予定です。
11	本編 2 頁 第 1 章 第 3 節	国全体でCO ₂ 排出量の削減に取り組んでいます。国の公約として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比▲26.0%（2005 年度比▲25.4%）の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO ₂ ）にしています。低炭素社会の構築に寄与する新施設としては、国の方針に従った目標値を設定すべきではないでしょうか。	国では、目標値の達成に向けて、平成 28 年 5 月 13 日に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。この計画では、廃棄物処理における取組について、3R の推進や廃棄物処理施設におけるエネルギー回収の更なる推進等について規定しています。 新施設については、CO ₂ 排出量の削減目標量の設定は困難であると考えますが、発電などによるエネルギー回収を現在よりも増強し、既存施設以上にCO ₂ 排出量の削減に寄与できるよう整備いたします。

12	本編 25 頁 第 3 章 第 3 節 1.	<p>目標値としてばいじん、塩化水素HCl、硫黄酸化物SO_x、窒素酸化物NO_x、ダイオキシン類、水銀等が示されています。数値が低くなれば良いのは確かですが、もしかすると現行でも十分にきれいになっているのではないですか。厳しくすれば建設費や運営費としての市民の負担が厳しくなるだけ（特定の業者が利益を得る？）ではないでしょうか。元々、ごみを燃やすから公害物質がでるのであって、公害物質の総排出量を規制して、ごみ処理費用の値上げや啓発運動、分別やリサイクルの推進を通じてごみの排出量自体を減らすべきではないでしょうか。更に、表の目標値にCO₂とPM2.5の濃度と総排出量を追加することを希望します。</p>	<p>新焼却処理施設の公害防止目標値については、朝日環境センターや他都市の施設と同程度であり、過大な値ではないものと考えております。</p> <p>ただし、ご意見にありますように、環境負荷を低減するためには、焼却するごみ自体を削減することも有効であると考えます。一人一日あたりのごみ排出量は、皆さまのご理解とご協力により、年々減少しています。引き続き、3Rの推進に向けて、啓発運動や環境教育に取り組んでまいります。</p> <p>なお、CO₂の排出濃度と総排出量の目標値は設定が困難であると考えますが、新施設は、発電などによるエネルギー回収を現在よりも増強し、既存施設以上にCO₂排出量の削減に寄与できるよう整備いたします。</p> <p>また、PM2.5の排出濃度と総排出量の目標値は適正值が不明なため設定しないものとしますが、現在の排ガス処理設備はPM2.5を99%以上除去できると言われており、適正に運転管理してまいります。</p>
----	---------------------------------	--	---

13	本編 36 頁 第 3 章 第 5 節 3.	既に市内には多くのスポーツクラブやスーパー銭湯、福祉センターがあります。単純な類似施設を整備するのではなく、幅広い年代の市民が利用できるような整備内容とするようお願いいたします。	余熱利用施設については、近隣住民の皆様のご意見や敷地条件、戸塚環境センター周辺の類似施設の立地状況を踏まえて整備内容を検討してまいります。
14	本編 54、55 頁 第 3 章 第 6 節 11. (3)	案 1 より案 2 が好ましいとは思いますが、しかし、空白スペースを集約するなどして新余熱利用施設の駐車台数を 200 台～300 台程度、駐輪台数を 100 台程度としていただけないでしょうか。	余熱利用施設の駐車場については、整備内容を決定した後、敷地条件を踏まえて整備いたします。
15	本編 59 頁 第 3 章 第 8 節 2.	地下水の分析をしているようですが、今後も地下水や河川を汚染させる懸念や震災時にこの地域が液状化し廃棄物が飛散する可能性があるのであれば、この機会に埋設廃棄物を全量撤去するなど、適切な処置をするようお願いいたします。	埋設廃棄物については、安全性や周辺環境への影響に留意しながら、関係機関等と協議して適切に対策いたします。
16	本編 60 頁 第 3 章 第 9 節 1.	高いのか安いのか類似施設との比較ができません。例えば、新焼却処理施設の整備費に約 229 億円、余熱利用施設の整備費に約 30 億円などのように施設規模に応じた見込費用を明確にするようお願いいたします。	新焼却処理施設は余熱利用施設と一体の施設として整備費を算定しているため、施設毎の整備費は算定しておりません。 整備費については、今後、整備内容の詳細を検討し、再度精査いたします。